

八尾市下水道事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市（以下「市」という。）が実施する下水道事業を対象に、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた評価システム（再評価及び新規事業採択時評価）を新たに導入することにより、下水道事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(評価対象事業)

第2条 再評価の対象とする事業は、市が実施する下水道事業のうち、以下の要件に該当する事業（以下「再評価対象事業」という。）とする。

- (1) 事業費が予算化された時点（以下「事業採択」という。）から5年を経過した後も未着工の事業
 - (2) 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業
 - (3) 再評価後さらに10年間を経過した時点で継続中の事業
 - (4) 事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業。
- 2 新規事業採択時評価の対象とする事業は、市が実施する下水道事業のうち、以下の要件に該当する事業（以下「新規採択時評価対象事業」という。）とする。
- (1) 新規に事業採択を要求する事業
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等については評価の対象としない。

(評価の方法)

第3条 以下の指標に基づき、評価を実施する。

- (1) 再評価対象事業
 - ア 事業の進捗状況
事業について実施の目処、供用の目処について検証する。
 - イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業採択の際の判断の前提となっている事業効果及び地域状況の変化等、事業を巡る社会経済情勢の変化等について検証する。
 - ウ 費用効果分析
事業全体の投資効率性、残事業の投資効率性について検証する。

(2) 新規事業採択時評価事業

ア 事業を巡る社会情勢等の状況

事業採択の際の判断の前提となっている事業効果及び地域状況等、事業を巡る社会経済情勢について検証する。

イ 費用効果分析

事業全体の投資効率性について検証する。

- 2 再評価対象事業及び新規事業採択時評価対象事業については、別に定める調書を作成する。

(評価委員)

第4条 市長は、評価を行う学識経験者等（以下「評価委員」という。）からその意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 市長は、評価委員の意見を尊重し、再評価対象事業及び新規事業採択時評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直しを行う等の対応方針を決定する。

(結果の公表)

第6条 評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この内容に定めるもののほか、下水道事業再評価及び新規事業採択時評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。